三　次に掲げる規定　令和六年一月一日

イ　第四条の規定（同条中相続税法第三十五条第五項ただし書の改正規定、同法第三十七条を削る改正規定、同法第三十六条の改正規定（同条第三項中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に改める部分を除く。）、同法第五章中同条を第三十七条とし、第三十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。）及び附則第十九条（第三項、第七項、第十項、第十二項及び第十五項を除く。）の規定

ロ　第八条中国税通則法第四十六条の二の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十八条の改正規定及び同法第七十条第四項の改正規定並びに附則第二十三条第二項及び第三項の規定

ハ　第九条の規定並びに附則第二十四条、第六十六条から第六十九条まで及び第七十一条から第七十四条までの規定

ニ　第十条中租税特別措置法第三十五条の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十条の七の改正規定、同法第四十二条の三第一項及び第三項の改正規定（「第三十五条第八項」を「第三十五条第九項」に改める部分に限る。）、同法第六十九条の五第一項の改正規定、同法第七十条の三の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の四第三項第二号の改正規定、同法第七十条の六の八第二項第三号ロ、第七十条の七第二項第五号ロ及び第七十条の七の五第二項第八号ロの改正規定、同法第七十条の七の十四第四項第二号の改正規定、同法第八十九条第四項ただし書の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定（第一号ロに掲げる改正規定を除く。）並びに同法第九十条の十二の二の改正規定並びに附則第三十二条第三項、第三十五条、第五十一条第一項及び第四項から第七項まで並びに第五十九条の規定

ホ　第十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九条の改正規定

ヘ　第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条の改正規定

ト　第十五条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。）及び附則第六十条第二項の規定

四　次に掲げる規定　令和六年四月一日

イ　第二条の規定（同条中法人税法の目次の改正規定（「公益法人等」を「公共法人等」に改める部分に限る。）、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項第四号の改正規定、同法第六十一条の六の改正規定、同法第二編第一章第一節第十款の款名の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の十第六項第四号の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第百二十二条第二項の改正規定、同法第百二十八条の改正規定、同法第百四十六条第二項の表の改正規定、同法第百五十条の改正規定及び同法別表第一に次のように加える改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第十四条及び第十六条の規定

ロ　第三条の規定（同条中地方法人税法第十九条第二項の改正規定を除く。）及び附則第十七条の規定

ハ　第八条中国税通則法第十五条第二項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定

ニ　第十条中租税特別措置法第三十七条第一項の改正規定（「ときは」の下に「、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に改める部分を除く。）、同法第三十七条の四第二号の改正規定、同法第六十五条の七第一項の改正規定（「は、当該買換資産」の下に「（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」を加える部分に限る。）、同条第九項の改正規定（「第五号」を「第四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の八第七項の改正規定（「第五号」を「第四号」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定（「第五号」を「第四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の九第二号の改正規定、同法第六十六条の六の改正規定、同法第六十六条の七の改正規定（同条第九項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の九の二の改正規定、同法第六十六条の九の三の改正規定（同条第八項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に改める部分を除く。）及び同法第六十八条の四の改正規定並びに附則第三十二条第七項、第四十六条第三項、第四十八条及び第五十六条第一項から第五項までの規定

ホ　第十一条の規定

ヘ　第十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第三項の改正規定

ト　第十三条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条の改正規定

チ　第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定

五　次に掲げる規定　令和七年一月一日

イ　第一条中所得税法第百八十五条第一項の改正規定、同法第百八十七条の改正規定、同法第百九十条の改正規定、同法第百九十四条の改正規定、同法第百九十五条の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定及び同法別表第四の改正規定並びに附則第六条の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第四条の二第一項及び第四条の三第一項の改正規定、同法第四十一条の十八の二第二項の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同条を同法第四十一条の十八の四とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十一条の二十一第十四項第十七号の改正規定並びに附則第三十六条の規定

ハ　第十七条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

六　次に掲げる規定　令和八年一月一日

イ　第一条中所得税法第百五十一条の改正規定、同法第二百二十九条の改正規定及び同法第二百三十条の改正規定並びに附則第五条及び第十条の規定

ロ　第二条中法人税法第百二十八条の改正規定及び同法第百四十六条第二項の表の改正規定（同表第百二十二条第二項第四号の項に係る部分を除く。）並びに附則第十五条の規定

七　第八条中国税通則法第十四条の改正規定及び附則第二十三条第一項の規定　公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日

八　次に掲げる規定　令和九年一月一日

イ　第一条中所得税法第二百二十六条の改正規定及び附則第八条の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定

ハ　附則第十九条第三項、第十項及び第十五項の規定

九　次に掲げる規定　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

イ　第一条中所得税法第二十四条第二項ただし書の改正規定、同法第四十八条の二第一項の改正規定、同法第二百二十四条の三の改正規定及び同法第二百二十四条の四の改正規定並びに附則第七条の規定

ロ　第二条中法人税法第六十一条第一項の改正規定

ハ　第十条中租税特別措置法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定及び同法第四十二条第四項第三号の改正規定